

## 収賄事件に関する原因究明・再発防止対策について

### 1 調査項目

- (1) 原因究明に関する事項
- (2) 公共工事等の適正な発注・契約に関する事項

### 2 特別委員会設置

本調査のため地方自治法第110条及び江戸川区議会委員会条例第4条の規定に基づき、本議会に14人をもって構成する「収賄事件に関する原因究明・再発防止対策特別委員会」を設置する。

### 3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

#### (説明)

このたび、塗装工事を巡る収賄事件において、本区職員が容疑者として逮捕されたことは、遺憾な事態として真摯に受け止めている。これは、これまで築きあげてきた区民と区政の信頼関係に大きな影響を及ぼす重大な問題である。

よって、事件の原因究明と、再発防止を目的とした公共工事等の適正な発注・契約に関し、抜本的な方策を調査研究するため、地方自治法第112条第1項の規定により本案を提出する。